

定期報告対象（令和元年6月25日～）一覧

定期報告の対象となる建築設備等

対象設備	対象
換気設備	定期報告対象の建築物に設置されているもの
排煙設備	
非常用照明	
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告対象に該当する建築物に設けられる防火設備 ・ 以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 m²超の建築物に設けられる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・ 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・ 就寝用途の児童福祉施設等 ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。
昇降機	エレベーター、エスカレーター ※住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法に基づく検査証の交付を受けたものを除く。
	小荷物専用昇降機 ※住戸内のみを昇降するものを除く。
準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設